

令和4年2月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和4年3月24日】

1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 非常勤職員の育児休業等の取得に係る在職期間の要件を廃止するとともに、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置等に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 非常勤職員の育児休業等の取得に係る在職期間の要件の廃止
 - (ア) 再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員の育児休業の取得について、引き続き在職した期間が1年以上としている要件を廃止する。(第2条第3号)
 - (イ) 会計年度任用職員の部分休業の取得について、引き続き在職した期間が1年以上としている要件を廃止する。(第14条第2号)
 - イ 育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置等に係る規定の整備
 - (ア) 職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合において任命権者が講じなければならない措置等について定める。(第18条)
 - (イ) 育児休業に係る勤務環境の整備に関して任命権者が講じなければならない措置について定める。(第19条)
- (3) 施行期日 令和4年4月1日

2 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等の一部改正に伴い、保険料賦課限度額の改定及び保険料軽減対象の拡大を行うほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 成人年齢の引下げに係る規定整備(第12条第1項)
民法(明治29年法律第89号)の一部改正に伴い、成年とされる年齢が20歳から18歳へ引き下げられたため、規定を整備する。
 - イ 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に合わせた賦課割合、保険料率等の改定
 - (ア) 賦課割合の改定(第15条の12及び第16条の4)
 - ・後期高齢者支援金等賦課額の賦課割合
所得割：均等割＝62：38 → 所得割：均等割＝63：37
 - ・介護納付金賦課額の賦課割合
所得割：均等割＝59：41 → 所得割：均等割＝60：40
 - ※ 基礎賦課額の賦課割合については、改定なし。
 - (イ) 保険料率等の改定(第15条の4、第15条の12及び第16条の4)
 - ・基礎賦課額
所得割 100分の7.13 → 100分の7.16
均等割 38,800円 → 42,100円
 - ・後期高齢者支援金等賦課額
所得割 100分の2.41 → 100分の2.28
 - ※ 後期高齢者支援金等賦課額の均等割については、改定なし。
 - ・介護納付金賦課額
所得割 100分の2.12 → 100分の2.09

均等割 17,000円 → 16,600円

(ウ) 保険料から減額する額の改定（第19条の2）

所得が一定額以下の場合に行う保険料の軽減について、保険料率等の改定に伴い、減じる額を改める。

・ 7割減額

基礎賦課額 27,160円 → 29,470円

介護納付金賦課額 11,900円 → 11,620円

・ 5割減額

基礎賦課額 19,400円 → 21,050円

介護納付金賦課額 8,500円 → 8,300円

・ 2割減額

基礎賦課額 7,760円 → 8,420円

介護納付金賦課額 3,400円 → 3,320円

※ 後期高齢者支援金等賦課額から減じる額については、いずれも改定なし。

ウ 保険料賦課限度額の改定（第15条の8、第15条の16及び第19条の2）

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、保険料賦課限度額を改める。

(ア) 基礎賦課限度額

630,000円 → 650,000円

(イ) 後期高齢者支援金等賦課限度額

190,000円 → 200,000円

※ 介護納付金賦課限度額については、改定なし。

エ 保険料軽減対象の拡大（第19条の4）

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る保険料の軽減措置が新設されたため、当該未就学児の被保険者均等割額から減じる額を定める。

(ア) 7割減額世帯

基礎賦課額 6,315円

後期高齢者支援金等賦課額 1,980円

(イ) 5割減額世帯

基礎賦課額 10,525円

後期高齢者支援金等賦課額 3,300円

(ウ) 2割減額世帯

基礎賦課額 16,840円

後期高齢者支援金等賦課額 5,280円

(エ) 所得による減額がない世帯

基礎賦課額 21,050円

後期高齢者支援金等賦課額 6,600円

オ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和4年4月1日

3 令和3年度文京区一般会計補正予算